

鳥取市告示第538号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和6年9月19日

鳥取市長 深澤 義彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井892番地2、892番地4、379番地、374番地、364番地、392番地1、382番地、362番地、384番地、358番地、385番地、386番地、387番地、388番地、355番地、354番地、276番地、353番地1、335番地、257番地、258番地3、351番地、339番地、384番地、277番地、288番地2、279番地、342番地、348番地、350番地、255番地、254番地、251番地1、209番地、212番地、213番地、221番地、222番地、223番地3、223番地1、223番地6、244番地7、224番地、228番地、151番地、150番地、157番地、148番地、147番地、144番地、230番地2、119番地、103番地1及び106番地2の区域
主たる事務所	鳥取市福井252番地1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	228 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字下糟村 1480 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
福安章雄	鳥取市福井 892 番地の 2	3 分の 1
福安誠夫	鳥取市福井 228 番地	3 分の 1
佐々木薫	鳥取市福井 380 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	26 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上小谷 651 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
福本博道	鳥取市福井 355 番地	2 分の 1
福本光義	鳥取市福井 351 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	175 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字大湯戸 832 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
福本章雄	鳥取市福井 892 番地の 2	2 分の 1
宮嶋兼治	鳥取市福井 384 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	396 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字官ヶ谷 1402 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
花房徳雄	鳥取市福井 387 番地	2 分の 1
佐々木薫	鳥取市福井 380 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	297 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字扇子谷 1417 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
中谷徳成	鳥取市福井 147 番地	3 分の 1
福本光義	鳥取市福井 351 番地	3 分の 1
福井春男	鳥取市福井 374 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	485 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字山ノ神谷 1422 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
中谷徳成	鳥取市福井 147 番地	3 分の 1
高木善正	鳥取市福井 279 番地	3 分の 1
福本博元	鳥取市福井 355 番地	3 分の 1

鳥取市告示第544号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和6年9月19日

鳥取市長 深澤 義彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井892番地2、892番地4、379番地、374番地、364番地、392番地1、382番地、362番地、384番地、358番地、385番地、386番地、387番地、388番地、355番地、354番地、276番地、353番地1、335番地、257番地、258番地3、351番地、339番地、384番地、277番地、288番地2、279番地、342番地、348番地、350番地、255番地、254番地、251番地1、209番地、212番地、213番地、221番地、222番地、223番地3、223番地1、223番地6、244番地7、224番地、228番地、151番地、150番地、157番地、148番地、147番地、144番地、230番地2、119番地、103番地1及び106番地2の区域
主たる事務所	鳥取市福井252番地1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	462 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上小谷 1440 番
原野	99 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字上小谷 1445 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

- 4 異議を述べることができる期間  
令和6年9月19日から令和6年12月19日まで
- 5 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。
- 7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
福本博道	鳥取市福井 355 番地	3 分の 1
福本光義	鳥取市福井 351 番地	3 分の 1
宮嶋兼治	鳥取市福井 384 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	399 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字坂津 1458 番 1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
小谷秀一	鳥取市福井 222 番地	3 分の 1
前田政重	鳥取市福井 358 番地	3 分の 1
吉田義春	鳥取市福井 386 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	743 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字蕨谷 1705 番 37
原野	1685 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字蕨谷 1705 番 50

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

- 4 異議を述べることができる期間  
令和6年9月19日から令和6年12月19日まで
- 5 異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。
- 7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
花房市蔵	鳥取市福井 387 番地	5 分の 1
池原幾左	鳥取市福井 60 番屋敷	5 分の 1
池原増蔵	鳥取市福井 350 番地	5 分の 1
田中幸治	鳥取市福井 63 番屋敷	5 分の 1
中谷鍬太郎	鳥取市福井 277 番地	5 分の 1

鳥取市告示第 5 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	793 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字漆谷 1736 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
吉田良男	鳥取市福井 342 番地	5 分の 1
福田耕作	鳥取市福井 275 番地	5 分の 1
山本納	鳥取市福井 345 番地	5 分の 1
前田藤市	鳥取市福井 257 番地	5 分の 1
山崎輝治	鳥取市福井 379 番地	5 分の 1

鳥取市告示第 5 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	879 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字頭這谷 1818 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

## 別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
小谷重雄	鳥取市福井 276 番地	2 分の 1
池原増蔵	鳥取市福井 350 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	251 m <sup>2</sup>	鳥取市福井字瓜ヶ谷 1822 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
中谷幸雄	鳥取市福井 277 番地	3 分の 1
清水俊彦	鳥取市福井 213 番地	3 分の 1
福本博元	鳥取市福井 355 番地	3 分の 1